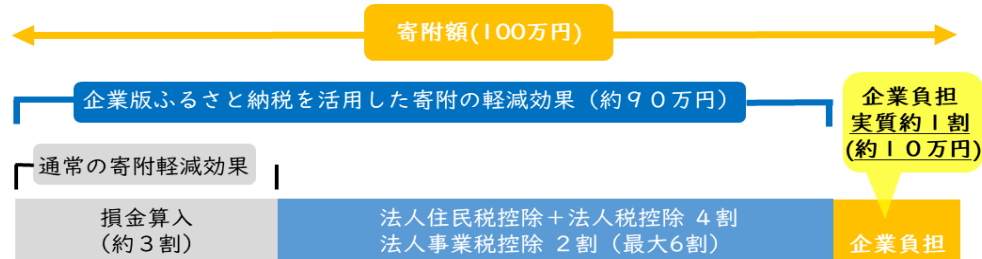


1. 企業版ふるさと納税制度（税制上の優遇措置）について

企業版ふるさと納税制度は、国が認定した地方創生プロジェクトに対して寄附を行った企業が法人関係税から税額控除を受けられる仕組みです。

損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されます。

なお、税制上の優遇措置については、松浦市外に本社（地方税法における「主たる事務所又は事業所」）がある企業様が対象となります。



例：100万円寄附すると、最大約90万円の法人税関係が軽減されます。

2. ご寄附手続き関係書類について

ご寄附のお申込みに際しましては、下記書類に必要事項をご記入頂き、下記書類送付先にお送り頂きますようお願いいたします。

【記入・提出頂く書類】

1. 企業版ふるさと納税 寄附事務手続前確認シート 1部
2. 寄附申込書 1部

※企業版ふるさと納税寄附事務手続前確認シートは、企業様からのご寄附の申し出に伴う事務手続きを開始するにあたり、事前に松浦市において確認させて頂くものとなっております。

3. 寄附申込書によりお申込み頂いた後の手続について

- ①松浦市が企業様からの寄附申込書を確認及び受領後に、寄附金をお振込み頂くための納付書をお送りいたします。
- ②松浦市より納付書が届きましたら、所定の金融機関窓口にて、納付書で寄附金のお振込みをお願いいたします。
- ③松浦市において、企業様からの寄附金の納付を確認でき次第、受領証をお送りいたします。
- ④松浦市より受領証が届きましたら、大切に保管頂きますようお願いいたします。
(本受領証は税制上の優遇措置を受ける際、税の申告書に添付する必要があります。)
なお、再発行はできませんので、あらかじめご了承ください。

【問い合わせ・書類送付先】

〒859-4598 長崎県松浦市志佐町里免365
松浦市 政策企画課 宛
☎0956-72-1111 (内線313)
✉seisaku@city.matsuura.lg.jp